

# 退位した天皇の退位理由一覧

\* 「退位に至る経過・背景等」は、米田雄介編『歴代天皇・年号事典』（吉川弘文館、平成15年）による。

代	追号	生没年	在位期間	退位に至る経過・背景等
第35代	皇極天皇	594～661	642～645	「中大兄皇子らが蘇我氏本家を滅ぼして、大化改新に着手したのを機会に、皇位を弟の軽皇子（孝徳天皇）に譲る。」（『歴代天皇・年号事典』、以下『事典』と略称）
第41代	持統天皇	645～702	690～697	「太政大臣高市皇子の死を機に、草壁の子の軽皇子（文武天皇）を皇太子とし、持統十一年八月皇位を軽に譲り、太上天皇となって文武とともに政治を行う。」『事典』
第43代	元明天皇	661～721	707～715	「靈龜元年（715）九月二日皇太子がまだ幼少のため氷高内親王（元正天皇）に譲位した。」『事典』
第44代	元正天皇	680～748	715～724	「皇太子首皇子が若年のため元明天皇の譲りをうけて即位した。中継ぎの意と解される。・・・神龜元年（724）二月四日皇太子首皇子（聖武天皇）に譲位した。」『事典』
第45代	聖武天皇	701～756	724～749	「（天平）十年（738）正月、まず阿倍内親王（光明子所生）の立太子を実現させるが、・・・十七年・・・天皇はこのころから次第に健康を害するようになったらしく、以後しばしば不予の事実が伝えられ、・・・二十一年・・・四月、天皇は東大寺に行幸して、みずから「三宝の奴」と称し、また元号を天平感宝と改めている。・・・天皇は・・・薬師寺宮に遷り、七月二日、位を皇太子に譲った。」『事典』
第46代	孝謙天皇	718～770	749～758	「聖武太上天皇の崩後、遺詔による皇太子道祖王を廃して、仲麻呂と親しい大炊王（淳仁天皇）を立て、天平宝字二年八月に位を譲った。」『事典』
第47代	淳仁天皇	733～765	758～764	「その治世は仲麻呂の専権の時期で、・・・仲麻呂は反乱を企てて上皇方に鎮圧され、・・・天皇は廃されて淡路に幽閉された。」『事典』
第49代	光仁天皇	709～781	770～781	「天応元年（781）四月三日、病気により山部親王に譲位、同年十二月二十三日、崩御。」『事典』
第51代	平城天皇	774～824	806～809	「大同四年四月病気のため位を弟嵯峨天皇に譲り上皇となる。」『事典』
第52代	嵯峨天皇	786～842	809～823	「弘仁十四年（823）四月十六日皇太弟大伴親王（淳和天皇）に譲位後は・・・風流韻事を事とした。」『事典』

代	追号	生没年	在位期間	退位に至る経過・背景等
第53代	淳和天皇	786～840	823～833	「天長十年（833）二月二十八日皇太子正良親王（仁明天皇）への譲位後は淳和院に住み、承和七年（840）五月八日死去。」『事典』
第56代	清和天皇	850～880	858～876	「貞観十八年（876）十一月二十九日、皇太子貞明親王（陽成天皇）に譲位し、元慶三年（879）五月八日夜落飾入道。・・・翌年十二月四日粟田院で死去。」『事典』
第57代	陽成天皇	868～949	876～884	「その遜位については、病弱説（『日本三代実録』）と天皇の乱行を憂えた基経により廃位されたとする暴君説（『愚管抄』）とがあるが、後者の説が今日一般的である。」『事典』
第59代	宇多天皇	867～931	887～897	「寛平九年（897）七月三日、三十一歳で皇太子敦仁親王（醍醐天皇）に譲位、・・・天皇は幼時より仏教に篤信し、昌泰二年（898）十月十四日、仁和寺で出家、・・・太上天皇の尊号を辞して法皇と称した。」『事典』
第60代	醍醐天皇	885～930	897～930	「延長八年（930）病床に伏し、九月二十二日大漸に及んで皇太子寛明親王（朱雀天皇）に譲位、二十九日落飾して金剛宝と称し、同日四十六歳で崩御。」『事典』
第61代	朱雀天皇	923～952	930～946	「（母）穩子の偏愛の中で育ち、病弱であった。・・・在世中天災や疫疾がしばしばおこり、承平・天慶の乱が出来し、治安が乱れた。天慶九年（946）四月二十日に譲位し、天曆六年（952）三月十四日に出家。」『事典』
第63代	冷泉天皇	950～1011	967～969	「幼少のころより異常な行動が多く、・・・治世は外戚の師輔流藤原氏の勢力伸張に利用された。・・・安和二年三月、安和の変で（源）高明が失脚、八月十三日に円融天皇に譲位し、（皇子）師貞が東宮となった。」『事典』
第64代	円融天皇	959～991	969～984	「永観二年（984）八月二十七日、皇太子師貞親王（花山天皇）に譲位。寛和元年（985）病気により出家、・・・正暦二年（991）二月十二日円融寺に崩じた。・・・天皇は譲位後、御願寺円融寺の経営や多彩な御幸・御遊を行い、また院司を駆使して花山・一条朝の政治に口入するなど、その権威は藤原兼家をも憚らしめたが、三十三歳の壮年をもって崩じたため、藤原道隆・道長による摂関全盛の出現をみた。」『事典』
第65代	花山天皇	968～1008	984～986	「寵愛する女御藤原柅子（為光の女）の死に心をいためた天皇は、・・・東山の花山寺に入って出家した。これは外孫の皇太子懐仁親王（一条天皇）を即位させようとする右大臣藤原兼家の陰謀に乗せられたもの。」『事典』
第66代	一条天皇	980～1011	986～1011	「寛弘八年（1011）六月十三日、病により従兄にあたる東宮居貞親王（三条天皇）に譲位、同月二十二日、一条院に崩御。」『事典』

代	追号	生没年	在位期間	退位に至る経過・背景等
第67代	三条天皇	976～1017	1011～1016	「天皇の在位中は藤原道長の全盛期で、しばしば軋轢があったが、天皇の眼病による皇位継承問題がおこると、道長は外孫の敦成親王の擁立を図り、天皇は、皇子敦明親王を皇太子に立てることで、みずからも譲位した。」『事典』
第69代	後朱雀天皇	1009～1045	1036～1045	「寛徳二年（1045）正月十六日、位を後冷泉天皇に譲り、同月十八日落飾、・・・同日、東三条第で崩御。」『事典』
第71代	後三条天皇	1034～1073	1068～1072	「延久四年（1072）十二月八日位を皇太子貞仁親王（白河天皇）に譲り、同時に女御源基子の所生の皇子実仁親王を皇太弟に立てた。この譲位を天皇が院政を始めるためとする説が古くからあるが、確証はなく、病気のためとする説が有力であり、また実仁親王を東宮に立てるのも目的の一つと考えられている。」『事典』
第72代	白河天皇	1053～1129	1072～1086	「応徳二年（1085）皇太子（実仁親王）が病没すると、翌年十一月二十六日、皇子善仁親王を皇太子に立て、即日譲位した。ただ新帝堀河天皇はまだ八歳の幼少であったため、おのずから上皇の庇護後見を必要とし、さらに嘉承二年（1107）、鳥羽天皇が五歳の幼少で践祚するに及び、上皇の執政はいよいよ本格化した。」『事典』
第74代	鳥羽天皇	1103～1156	1107～1123	「元永二年（1119）皇子が生れるや、曾孫の速やかな即位を望む（白河）上皇の意向により、保安四年（1123）正月二十八日、皇子（崇徳天皇）に位を譲って上皇となった。」『事典』
第75代	崇徳天皇	1119～1164	1123～1141	「大治四年（1129）（白河）法皇が崩じ、鳥羽上皇の執政が始まると、天皇をとりまく情勢はきびしくなり、永治元年（1141）十二月七日、心ならずも上皇の寵妃美福門院の生んだ近衛天皇に位を譲った。」『事典』
第77代	後白河天皇	1127～1192	1155～1158	「保元三年（1158）八月十一日、皇子の二条天皇に譲位、上皇として院政を始め、院政は一時の中断もあったが、二条・六条・高倉・安徳・後鳥羽天皇の五代、三十余年に及んだ。」『事典』
第78代	二条天皇	1143～1165	1158～1165	「永万元年（1165）位を皇太子順仁親王（六条天皇）に譲り、七月二十八日崩じた。・・・政事は関白基実と相談して決めたので、院（後白河）との関係は穏やかでなかった。」『事典』
第79代	六条天皇	1164～1176	1165～1168	「父二条天皇が病弱であったための即位であったが、国務は祖父の後白河上皇がみた。三年後に五歳で退位。元服以前に太上天皇を称した初例である。」『事典』
第80代	高倉天皇	1161～1181	1168～1180	「清盛のクーデターにより、（後白河）法皇の近臣は追放され、法皇は鳥羽殿に幽閉された。天皇は、父法皇と岳父清盛との対立を憂い、治承四年（1180）二月二十一日皇太子（言仁親王）に譲位した。」『事典』

代	追号	生没年	在位期間	退位に至る経過・背景等
第82代	後鳥羽天皇	1180～1239	1183～1198	「建久九年（1198）正月、後鳥羽天皇は為仁（土御門天皇）に譲位して院政を始め、承久三年（1221）まで、土御門・順徳・仲恭天皇の三代、二十三年にわたり院政を行なった。」『事典』
第83代	土御門天皇	1195～1231	1198～1210	「承元四年（1210）十一月二十五日、後鳥羽上皇の命令により、皇弟の順徳天皇に譲位した。」『事典』
第84代	順徳天皇	1197～1242	1210～1221	「天皇は、父（後鳥羽）上皇の倒幕計画には熱心に参与した。このため、承久三年（1221）四月二十日には皇太子懐成に位を譲り、上皇の立場に退いて倒幕に備えた。」『事典』
第85代	仲恭天皇	1218～1234	1221	「承久の乱の結果、承久三年七月九日、鎌倉幕府の沙汰によって譲位させられ、後堀河天皇に代わった。仲恭天皇は、正式な即位礼や大嘗祭などもないうちに、わずか八十日ほどで譲位したため、半帝・後廢帝・九条廢帝などと呼ばれる。」『事典』
第86代	後堀河天皇	1212～1234	1221～1232	「蒲柳の質（病弱な体質）であった天皇の退位の願いと、次の天皇の外祖父の立場に立とうとする（九条）道家の野心とが一致し、貞永元年（1232）十月四日、二歳の皇子に譲位。」『事典』
第88代	後嵯峨天皇	1220～1272	1242～1246	「在位四年ののち寛元四年（1246）、皇子の久仁親王（後深草天皇）に譲位し、さらに正元元年（1259）には久仁に命じて弟の恒仁親王（龜山天皇）に譲位させたが、この後深草・龜山両天皇の二代二十六年余りにわたり、後嵯峨上皇は治天の君として院政を行なった。」『事典』
第89代	後深草天皇	1243～1304	1246～1259	「正元元年（1259）十一月父（後嵯峨上皇）の命によって弟の龜山天皇に譲位した。後嵯峨上皇は後深草天皇よりも龜山天皇を愛しており、後深草上皇に皇子があるにもかかわらず、文永五年（1268）八月龜山天皇の皇子世仁親王を皇太子とした。・・・後深草系の持明院統と龜山系の大覚寺統との対立が生れる端緒となった。」『事典』
第90代	龜山天皇	1249～1305	1259～1274	「文永十一年（1274）正月二十六日、にわかには東宮（後宇多天皇）に譲位。・・・父母の寵愛深く、文永九年二月、後嵯峨法皇崩御後、天皇が「治天の君」とされたのも、大宮院（天皇の母）が幕府に対して、後嵯峨の素意が龜山にあったと証言したことがきめてとなったのである。」『事典』
第91代	後宇多天皇	1267～1324	1274～1287	「龜山上皇が院政を行い、後宇多天皇が即位したことについては、龜山の兄の後深草上皇が不満を抱いており、ここに後深草系の持明院統と、龜山系の大覚寺統との対立を見るに至った。後深草に同情した幕府は、その皇子の熙仁を皇太子に立て、弘安十年十月、後宇多天皇は熙仁（伏見天皇）に譲位し、後深草上皇が院政を行うことになった。」『事典』

代	追号	生没年	在位期間	退位に至る経過・背景等
第92代	伏見天皇	1265～1317	1287～1298	「天皇側近の京極為兼が関東申次西園寺実兼と対立し、実兼は大覚寺統に接近して鎌倉幕府の干渉も強くなり形成が逆転した。天皇は永仁六年（1298）七月二十二日譲位となり、御子の後伏見天皇も在位三年たらずで退位し、皇位は大覚寺統の後二条天皇に移った。」『事典』
第93代	後伏見天皇	1288～1336	1298～1301	「正安三年正月二十一日、関東申次西園寺実兼の画策によって立てられていた大覚寺統の東宮（後二条天皇）に譲位。」『事典』
第95代	花園天皇	1297～1348	1308～1318	「天皇より九歳年長である大覚寺統の尊治親王（後醍醐天皇）を皇太子とした。・・・十一年間の在位中、前半は父伏見上皇の、後半は兄後伏見上皇の院政が行われ、文保二年（1318）二月二十六日、後醍醐天皇に譲位した。」『事典』
第96代	後醍醐天皇	1288～1339	1318～1339	「（建武三年、1336）十二月には吉野へ潜幸して南朝を樹立した（南北朝分裂）。・・・（皇子）義良親王は延元四年（北朝暦応2年、1339）三月に、吉野に帰り皇太子となった。同八月十五日、天皇は義良親王（後村上天皇）に譲位し、翌十六日、朝敵討滅・京都奪回を遺言にして病没した。」『事典』
第98代	長慶天皇	1343～1394	1368～1383	「弘和三年（北朝永徳3、1384）十月末、十一月初めころまで在位は確実であるが、同年末か、翌元中元年（北朝至徳元、1384）閏九月前の間に譲位した。譲位後しばらく院政を行なった証拠があり、・・・和泉の長慶院なる禅院に居住したことが推測される。しかして応永元年（1394）八月一日崩じた。」『事典』
第99代	後龜山天皇	?～1424	1383～1392	「元中九年（北朝明德3年、1392）閏十月南北朝合一によって退位した。・・・これより先、同年十月十三日足利義満より兩朝媾和についての条件の提示があり、天皇はついにこれを受諾、同二十八日神器を奉じ、・・・（閏十月）五日神器が大覚寺より禁裏に渡御。」『事典』
第100代	後小松天皇	1377～1433	1382～1412	「三十六歳の応永十九年（1412）八月二十九日、十二歳の第一皇子（称光天皇）に譲位し、東洞院の仙洞御所（一条正親町）で院政をとった。称光天皇が崩じると、後崇光院の皇子を上皇の猶子として即位させ（後花園天皇）、院政を続けた。」『事典』
第102代	後花園天皇	1419～1470	1428～1464	「天皇は、はじめの数年間後小松上皇の院政をうけたが、上皇の崩後三十一年間は親政で臨んだ。寛正五年（1464）七月十九日、皇子（後土御門天皇）に譲位し、東洞院の仙洞御所で左大臣足利義政を院執事にして院政をとった。」『事典』
第106代	正親町天皇	1517～1593	1557～1586	「天正十三年（1585）、秀吉は関白に任ぜられ、国内もおおむね平定するに至ったが、翌十四年十一月七日天皇は皇孫和仁親王（後陽成天皇）に譲位された。」『事典』

代	追号	生没年	在位期間	退位に至る経過・背景等
第107代	後陽成天皇	1571～1617	1586～1611	「在位二十六年を数え、慶長十六年三月二十七日政仁親王（後水尾天皇）に譲位。」『事典』
第108代	後水尾天皇	1596～1680	1611～1629	「天皇の在位時は、・・・朝廷の内政・特権に対する露骨な干渉も相ついで行われた。このため天皇は憤懣抑えがたく、あえて幕府に諮ることなく譲位を決行したのであった。」『事典』
第109代	明正天皇	1623～1696	1629～1643	「在位十五年にわたり、その間父上皇が院政をとったが、寛永二十年十月三日皇弟紹仁親王（後光明天皇）に譲位。」『事典』
第111代	後西天皇	1637～1685	1654～1663	「承応三年（1654）九月後光明天皇が崩御すると、同天皇の養子となった皇弟識仁親王（霊元天皇）の成長までしばらく皇位を継ぐこととなり、・・・在位十年にわたったが、寛文三年（1663）正月二十六日識仁親王に譲位。」『事典』
第112代	霊元天皇	1654～1732	1663～1687	「在位二十四年にして、貞享四年（1687）三月二十一日皇太子朝仁親王（東山天皇）に譲位、この後元禄六年（1693）十一月まで院政。」『事典』
第113代	東山天皇	1675～1709	1687～1709	「在位二十二年にわたったが、その間朝幕間の融和が進み、・・・宝永六年（1709）六月二十一日皇太子慶仁親王（中御門天皇）に譲位。」『事典』
第114代	中御門天皇	1701～1737	1709～1735	「享保二十年（1735）三月二十一日皇太子昭仁親王（桜町天皇）に譲位。元文二年（1737）四月十一日崩御。・・・天皇の在位は、江戸幕府の六代将軍徳川家宣から八代将軍吉宗に及ぶ年代に相当するが、閑院宮の創立その他に見られるように朝幕関係はすこぶる良好であった。」『事典』
第115代	桜町天皇	1720～1750	1735～1747	「延享四年（1747）五月二日皇太子遐仁親王（桃園天皇）に譲位、ついで寛延三年（1750）四月二十三日、三十一歳をもって崩御。・・・天皇は在位十三年にわたった。」『事典』

代	追号	生没年	在位期間	退位に至る経過・背景等
第117代	後桜町天皇	1740～1813	1762～1770	「宝暦十二年（1762）七月桃園天皇の崩御に際し、儲君英仁親王（後桃園天皇）が幼少なため、その成長まで皇位を継ぐことになり、・・・明和五年（1768）二月英仁親王を皇太子に立て、同七年十一月二十四日譲位。・・・幼少の後桃園・光格二天皇が相ついで踐祚したため、院中であって輔導の任にあたり、常に懇篤な教訓を垂れた。」『事典』
第119代	光格天皇	1771～1840	1779～1817	「在位三十九年にして、文化十四年（1817）三月二十二日皇太子恵仁親王（仁孝天皇）に譲位、天保十一年（1840）十一月十九日七十歳をもって崩御。」『事典』